２産技号外号

令和３年（2021年）１月８日

（一社）長野県食品工業協会　会長　様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長　阿　部　　守　一

　　　　　新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第９項に基づく

感染防止策の徹底等について（要請）

　日頃は、県の産業労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

　さて、本県では１月８日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、１月８日からの長野県新型コロナウイルス感染症対応方針等を定め、法第24条第９項に基づき、特定都道府県への訪問の自粛、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴協会の会員に対し、下記について周知していただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

１　要請内容

1. 特定都道府県への訪問の自粛

緊急事態措置を実施すべき区域とされた東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下「特

定都道府県」という。）への訪問は、基本的に行わないよう会員の皆様に周知してください。

仕事等でどうしても訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もでき

るだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。

(2)　業種別ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。

令和２年６月１日付け産技号外で一般社団法人日本経済団体連合会が作成した、製造事業場及びオフィスにおけるガイドラインを送付したところですが、引き続き、取組の推進にご配意ください。

※以下のサイトでは、業種別ガイドラインの掲載先一覧の更新状況等が確認できます。

　　　　＜新型コロナウイルス感染症対策のＨＰ（内閣官房）＞　https://corona.go.jp/

(3)　イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、引き続き開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくよう会員の皆さまに周知してください。

　　　また、イベント主催者となる会員の皆様には、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて周知してください。

　　　さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベント（1,000人超）の開催を予定する場合には、引き続き、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者となる会員の皆様に周知してください。

１月８日から２月７日までのイベント開催の目安（概要）

〇 収容率要件と人数上限のいずれか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）。

① 収容率要件については、

・ 感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内

・ その他大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50％以内（ただし、異なるグループ（５名以内）間で座席を１席空ければ50％超も可能）

② 人数上限については、5,000 人を超え、収容人数の50%までを可とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 収容率 | | 人数上限 |
| イベントの類型 | 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの  （・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会　等）  ・飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）） | 大声での歓声・声援等が想定されるもの  （・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント　等） | 1. 収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50％ 2. 収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限でいずれか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。 |
| 100％以内 （席がない場合は適切な間隔） | 50％以内（※） （席がない場合は十分な間隔） |

※ただし、異なるグループ（５名以内）間で座席を１席空ければ50％超も可能

※なお、大規模イベント等の開催に係る県への事前相談については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html

２　協力を依頼する事項

(1) 感染拡大地域への訪問等にあたっての慎重な行動等

他県への訪問に当たっては、感染防止の３つの基本（身体的距離の確保、人混みの中

でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底するほか、次

のとおり慎重な行動をとっていただくよう会員や会員企業の従業員の皆さまに周知してく

ださい。

・ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性

のある場所への訪問を控えること。

・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録するこ

と。

・会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数

の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用するこ

と。

直近１週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県（特

定都道府県を除く。以下「感染拡大地域」という。）への訪問に当たっては、上記の他

県訪問の際の慎重な行動の徹底に加え、次のとおり慎重な検討を行うことを会員や会員

企業の従業員の皆さまに周知してください。

・訪問そのものを慎重に検討した上で、感染リスクが高い状況を確実に避けるよう留意

し、避けられない場合は訪問そのものを控えること。

・高齢者や基礎疾患（呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のある方等重症化しやすい方

やその同居のご家族は特に慎重な検討を行うこと。

なお、県内においても陽性者が増加している地域があるため、県内の移動に当たって

も慎重な行動をとるとともに、県外をはじめ他の地域を訪問する際は、自身の行動が感

染拡大を招かないよう注意することを会員や会員企業の従業員の皆さまに周知してくだ

さい。

※なお、各都道府県の直近１週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホー

ムページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/monitoring.html

　(2) 冬場における感染拡大を防止するための行動

帰省や旅行などによる人の移動や、新年会などの飲酒や会食による感染拡大を防ぐため、

次の点について、会員や会員企業の従業員の皆さまに周知してください。

　・帰省や旅行は可能な場合は人が集中する時期を避けること。

　・事業者は、従業員の休暇の分散取得や在宅勤務・テレワークの促進、発熱時に従業員が休みやすい職場環境づくりに努めること。

　・新年会などの会食の際には、ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、以下に留意し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をすること。

✓　体調が悪い場合（又は10日以内に悪かった場合）は参加しない、させない。

✓　開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。（可能であれば会食中も。手指消毒の代

わりに徹底した手洗いでも可。）

✓　人と直接・間接に接触しない。（直接的な接触はもとより、大皿料理やとり箸、お酌、カラオケマイク等、物を共用しない。）

✓　飛沫を人や人の食べ物等に飛ばさない。（人との距離を保ち、パーテーション等がない場合には会話の際にマスク着用もしくはハンカチ等で口を覆う、大声で話さない、など）

✓　会場の換気に気をつける。（会場の換気が不十分なら30分程度ごとに窓やドアを開けてのこまめな換気を行うか、短時間で会食を切り上げる。）

　・普段一緒にいない方との会食・茶飲み話等の際は、会話時のマスク着用や席間の十分な距離の確保など、特に慎重に対応すること。

(3) 感染者等への不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する県民の人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ってくることができる地域・社会をつくる「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともそう”キャンペーン」にご協力いただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

長野県産業労働部産業技術課

（課長）西原快英　（担当）小田切昌彦

電話 026-235-7132 ＦＡＸ　026-235-7197

Ｅメール [sangi@pref.nagano.lg.jp](mailto:sangi@pref.nagano.lg.jp)